- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。 ◎: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○: 再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

A. 再給討の要否を判断す	ふため 事務局が提案[カ窓に関する事実制	月区を確認する事項

Δ:	再快討の3	安省を刊断り	る7に60、引	予防 同か 提条内	容に関する事実関係を確認する事項							
		所管省庁				提案	所管	Ē	所管省庁の検	討結		規制改革推進会議
受付番号	受付日	への検討 要請日	の回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類		における再 検討項目
300402003	30年 4月2日	30年 4月24日	30年 6月15日	象拡大(自然エネ ルギーを利用する 農業者)	・自然環境を利用した体制づくりを進めるうえで、生産者の保護や農家所得向上につながる施策が必要と考えるため、自然エネルギーを利用する農業者への優遇措置を目的としたエコファーマー制度の対象を拡大・現行のエコファーマー認定要件とは別に、自然エネルギーを利用する農業者を認定要件とするよう、提案する。	民間企業	農林水産省	「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」は、「持続性の高い農業 生産方式」の導入を促進することで、環境と関和のとれた農業生産の確保や農業の健 全な発展を図ることを目的としています。 エコファーマーとは、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」にお いて議会されている、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」にお 計画を存成し、都道保険の設定を受けた農業者の要称です。 「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」の定める「持続性の高い 農業生産方式の導入の促進に関する法律」の定める「持続性の高い 農業生産方式は、土づく以降、化学部科は満技術、化学台成農業促滅技術の3技 術の全てに取り組む生産方式を指します。	持続性の高い農業 生産方式の導入の 促進に関する法律	対応不可	ご提案は自然エネルギーを利用する農業者への優遇措置として、エコファーマーの 制度の対象を拡大すること、及び自然エネルギーを利用する農業者を新たな認定要件 とすること、を求めているものと認識しております。 提案の自然エネルギーの利用は、エグリ技術、化学肥料低減技術、化学合成農業 低減技術を利用するものではないため、自然エネルギーを利用する農業者を、エコ ファーマー制度の対象とすること、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する 法律の下で認定することはいずれも困難です。	
300416004	30年 4月16日	30年 5月24日	30年 6月15日	農用地区域の一部 を解除する新たな 制度を創設すること	[要望内容] 生産性を高める設備を導入する場合に限った、農用地区域の一部を解除する新たな制度の削設 (理由) 省力化、省エネ化設備を新たに導入するために工場の拡張を行なおうとしても、その工場に解接する患地が無用地区域である場合、農地転用が認められず、拡張できない場合がある。 このため、企業が生産性向上に資する設備投資(例えば、生産性向上特別措置法 (業)における固定資産税の減免対象となる設備)を行うために、解接廃地への工場の拡張が必要な場合などは、展用地区域の"一部解除"(全面的に解除するのではなく、必要最小限の部分のみを解除する)を認める新たな制度を割設する必要がある。	日本商工会議所	農林水産省	既存の工場を拡張するため、拡張用地が展用地区域内の農地を含む場合、農用地 区域から除外が必要です。	農業振興地域の整 備に関する法律第 13条弟2項	現行制度で対応可能	御提案の隣接農地への工場の拡張が必要な場合等における農用地区域の一部除 外(全面的に除外するのではなべ、必要最小機の部分のみを除外する)については、現 行制度において、通常必要とされる面積等からかて過去なものではないこと、農業上 の効率的かつ総合的な利用に支障がないこと、農業主産基盤整備事業完了後年年 接急しているこ等の一定の要件を満たす場合には、可能です。 また、農業生産基盤整備事業完了後8年が経過しておらず、上記の要件を満たさな い場合であっても、地域の農業機関の方向性との調和を図りなから、農村地域への産 薬の導入の促進等が同することは、原料地域、から原外が可能です。 いずれにしても、異体的な計画を基に、県等関係機関と調整を進めていくことが重要 であり、固としても御相談に応じてまいります。	
300416008	30年 4月16日	30年 5月24日	30年 6月15日	農業者・消費者の 双方がメリットを受 けられる最大 流通構造を確立す ること	産直取引、契約栽培、ネット通販などの取引形態の多様化により、既に農作物の流	日本商工会議所	農林水産省	中央卸売市場を開設できるのは、都道府県又は人口20万人以上の市等の地方公共 団体に限定されています。 また、中央卸売市場においては、卸売業者について、①仲卸業者及び売買参加者以 等への卸売(第三者販売)の原則禁止、②市場外にある物品の卸売の原則禁止(商物 一致の原則)、②加売の相手方としての買受け(自己買受け)の禁止の規制が設けら れているともに、仲卸業者については、④助売業者以外の者から買い入れて販売を 行うこと(直荷引き)が原則として禁止されています。		対応	平成30年6月15日に成立した「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律」では、 (1) 中央卸売市場についても、差別的取扱いの禁止や取引条件・結果の公表など公正な取引の場合にとが要な取引ルールを遵守すること等を要件とする認定を受ければ、地方公共団体のみならず民間も開設主体になれることとしています。 (2) 第三者版予心値向引きの原則禁止。商か、致の原則・国と直では、日と同じ、日と同じ、日に、日に、日に、日に、日に、日に、日に、日に、日に、日に、日に、日に、日に、	
300416009	30年 4月16日	30年 5月24日	30年 6月15日	農地中間管理機構(農地バンク)の実	豊地太奈物なる切いチに貸し出す「豊地山閉管理媒様(豊地 パック)」の正成20年	日本商工会議所	農林水産省		農地中間管理事業 の推進に関する法 律第18条	検討に着 手	機構事業の手続の頻頼さの解消など5年後見直しに向けた検討を、機構の実績の検証をしつつ進め、担い手への農地集積を加速化してまいります。	0
300416010	30年 4月16日	30年 5月24日	30年 6月15日	株式会社による農 地の直接所有を認 めること		日本商工会議所	農林水産省	法人が農地の所有権を取得する場合は、次の要件を満たす必要があります。 ① 法人形態が、株式会社(公開会社でないもの)、農事組合法人、合名・合資・合同会社のいずれかであること。 ② 主たる事業が農業・農産物の加工・販売等の関連事業を含む。)であること。 ③ 原則と「庶業関係者が総議決権の選半を占めること。 4 役員の選半が農業に常時従事する構成員であること等 また、上記の要件を満たさない法人の農地市有を認める特例を盛り込んだ改正国家戦略特区法が、平成28年9月に施行されたところです。 本お、農地について賃借帳又は使用貨幣による権利と設定する場合には、上記の要件を満たさない場合であっても農地の権利を取得することが可能です。	晨地法第2条第3項、第3条	対応不可	農地を所有できる法人の議決権要件については、平成28年4月に施行された改正農 地法において、6次産業化等の経営免雇の障害を取り除く観点から、農業者以外の譲 決権比率が4分の1以下から2分の1未満にまで拡大されたところです。 さらに、一般企業による農地所有については、同年9月に施行された改正国家戦略 特別区域法において、企業に農地の所有を認める試験的な事業を兵庫県養父市にお いて行うこととしたどこちです。 農地を所有できる法人の更なる要件緩和については、法人が農業から撤退したり 農地を所有できる法人の更なる要件緩和については、法人が農業から撤退しまり、 保険産場になるのではないかという農業、農村環境の懸念があることから、まずは、こ れらの見直しの現場での実施状況を見てまいりたいと思います。	•

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。 ◎ ・各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うことされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項 ・再検討が必要(「②」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項 △ :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

		所管省庁	内閣府で		谷に関する事夫関係で唯能する事項	提案	所管		規制改革推進会議
受付番号	受付日		の回答取 りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	Table 1	における再検討項目
300416011	30年 4月16日	30年 5月24日	30年 6月15日	所有者不明山林対策を講じること	【要望内容】 森林経営の大規模化・集約化の障害となっている所有者不明山林対策 【理由】 所有者不明の山林は、森林経営の大規模化・集約化の最大の障害となっているため、⑩培嗣調査の徹底、⑪公示を経て市町村が経営・管理する仕組みの創設、⑪ 航空レーザ計別による広域的な3D森林データの作成と一元的な提供、等を早急 に行う必要がある。	日本商工会議所	農林水産省富土交通省	[alcついて] (alcついて] (
300416012	30年 4月16日	30年 5月24日	30年 6月15日	森林経営の大規模 で、集約化のため の環境を整備する こと	[要望内容] ア、森林へンク(仮称)の創設 イ、森林に関する専門人材の育成・確保と市町村への配置 ウ、林業機械の共同利用を推進する仕組みの構築 「理由] ア、森林へンク(仮称)の創設 核警音號に乏しい森林所者者が多く、民間では民者林の集積・集約化が進みにくいため、市町村が間に立って集積・集約し、窓改ある経営者に貸し出す森林へシク(仮称)を創設する必要がある。 また、森林に関する豪華がある。また、森林に関する東部との場合があるため、森林、ンク(仮称)が、所有者情報を公開できる仕組みを合わせて創設することも必要である。 イ、森林に関する専門人材の育成・確保と市町村への配置 市町村に伐採や路碉を海の相談に行くと。森林に関する専門人材がいないため、現実とかけ離れた要求や指導があがり、説明に苦労しているとの声があるこのため、森林に関する専門人材の南京、確保と市町村への専門人材の配置を高くが表が、所有の事内がある。このため、森林に関する専門人材の成立を変を変がある。 ウ、林業機械の共同利用を推進する仕組みの構築 大規模な森林経営に必要な高性能体表機械については、これまで、国や自治体に大規模な森林経営に必要な高性能体表機様については、これまで、国や自治体に大規模な森林経営に必要な高性能体表機様については、これまで、国や自治体に大規模な森林経営に必要な高性性体表機様については、これまで、国や自治体に大規模な森林経営に必要な高性性体表機様にいて、多種の非常が表現しませました。	日本商工会議所	農林水産省	アーニルまで、市町村を介して森林を集積・集約化し、意欲ある経営者に貸し出す仕組み は措置されていませんでした。 所有者情報については、森林施業の集約化を推進するため、平成28年5月に森林法 を改正し、林地の所者者や現界の情報を地番ごとに整理した株地台橋を、民有林が所 在するすべての市町村で登場する制度と書間と、平成31年4月から本格運用する予定 です。 また、株地台橋の記載事項については、森林施業を含制設し、平成31年4月から本格運用する予定 です。 また、株地台橋の記載事項については、森林海等者の氏名、森林の所在、地番、担 自及び面積などと規定されており、森林経営計画の認定を受けている森林組合や林業 事業体等に対しては個人情報を含めて林地台橋の情報提供が可能となっています。 イ 市町村が、森林・林業に関して知識や経験を有する者の屋用等を通じて、森林・林業 行政の体制の元業を図ることができるよう、平成29年度に「地域林政アドバザー制度 度と割設した。 また、森林に関して知識や経験を有する者の屋用等を通じて、森林・林業 行政の体制の元業を図ることができるよう、平成29年度に「地域林政アドバザー制度 度と割設した。 また、森林に関する専門人材の育成として、森林技術総合研修所において、市町村 職員を対象とした場合する。 本本 本権産業成 素に、森林に関する専門人材の育成として、森林技術総合研修所において、市町村 大業・木材産業成 で対して地域・大学が変に実務能力の向上を皆として、森林・株業 「現内する 「現内する 「現内する 「現内する 「現内する 「現内する 「現内する 「現内する 「現内する 「現内する 「現内では、本体、体業に関して知識の 大変地で、大学が大学を関しています。 「現内では、大学なの 「現内では、大学なの 「現内では、大学なの 「現内のですり、大学なの 「現内のですり、大学なの 「現内のですり、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、	
300416014	30年 4月16日	30年 5月24日	30年 6月15日	国有林の運営にコ ンセッション方式を 導入すること	【要望内容】 国有林の産業化に向けた、国有林の運営へのコンセッション方式の導入 【理由】 国土の約7割を占める森林のうち、国有林は約3割(758万ha)を占める。この国有 林を産業化するためには、民間事業者がその経営プウハウを活かし、長期・大ロットで伐採から販売までを行うことが効果的である。 このため、国有林について、所有と経営を分割と、林道の相互接続や伐採木の協 調出荷など、国有林と民有林との連携も可能となる「コンセッション方式」を導入す る必要がある。	日本商工会議所	農林水産省	国民共通の財産である国有林については、森林の有する多面的機能の発揮や林業の成長産業化への貢献等を目的とした管理経営を行っているところです。この考えの下、公主重視の施業の結果得られる木材の持続的・計画的な供給を行っています。 現在、国有林では、林東の成長産業化に資することを目的に、地域における施業集 上 物化の取組を支援するため、民有林と国有林が連携して森林共同態業団地を設定し、 民材本と選集・連結した路側や中間上場の整備と相互利用の推進、計画的な間伐等 の実施、民有林材との協調出荷等を推進しています。 「後計「電子・平成30年度林政審議会本審議会平成30年4月13日配付資料 http://www.rinya.maff.go.jp/j/rinsei/singkai/)	0
300416025	30年 4月16日	30年 5月24日	30年 6月15日	「林業専用道」に重 点を置いた路網の 整備	【要望内容】 「林業専用道」に重点を置いた路網の整備 【理由】 森林経営の大規模化・集約化を促進するため、路網は、小型トラック中心の「森林 作業道」を拡幅して、大型トラックが走行できる「林業専用道」にするなど、「林業専 用道」に重点を置いて整備していく必要がある。	日本商工会議所	農林水産省	森林・林業基本法 林業専用道は、森林整備事業や農山漁村地域整備交付金等において、開設や森林 作業道から林業専用道への改業等を実施することが可能です。 森林・林業基本法 第7条、第12条 森林・赫業第193条。森 林法施行令第12条 第2.項 「できなりない。 林法施行令第12条 第2.項	

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。 ◎ ・各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うことされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項 ・再検討が必要(「②」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項 △ :再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

			所管省庁	内閣府で		谷に関する事実関係を確認する事項	提案	所管	所管省庁 <i>0</i>)検討	結果	規制改革推進会議
受付	一番号	受付日		の回答取りまとめ日		提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状 該当法令	等 対応	^{もの} 対応の概要	における再検討項目
3004	116026	30年 4月16日	30年 5月24日	30年 6日15日	権限の都道府県へ の移譲	【要望内容】 国有保安林の管理権限の都道府県への移譲 【理由】 国有保安林の管理権限の都道府県への移譲 路網整備にあたり、保安林の解除が必要な場合があるが、農林水底大臣が管理する保安林の場合は、手統に手間と時間がかかっている。林道の管理者が都道府県知事である場合、保安林の指定・解除も間違所県知事が一元的に行った方が合理的であるため、同権限を都道府県へ移譲するべきである。	日本商工会議所	農林水産省	保安林制度は、森林法(以下「法」という。)に基づいて水源の消養、災害の防備等の 公共の目的を達成するために必要な森林を農林水産大臣又は都道府県知事が指定 し、その森林の有する公益的機能包持・向上を図るため、一定の技界・転用規制等 を課すものです。 保安林は、その指定の理由が消滅したときや公益上の理由により必要が生じたとき には、法第26条、第26条の21、基づき農林水産大臣又は都道府県知事が保安林の指 定を解除できることとなっております。 ただし、保安林内で森林の効果・管理し必要な施設として、路網整備を行う場合は、 法第34条条の保安林内の土地の形質変更の許可を都道府県知事から得ることに より、保安林の指定の解除を経ずとも、実施可能です。		保安林は、保安林内での森林施業を排除するものではなく、保安林の指定施業要件として定められた立木の伐採の限度及び方法等の範囲内での森林施業を認めることにより、保安林の企業的機能の発展と体業活動との向直立を図ったいるものです。ため、森林の施業・管理に必要な活動の設備にないでは、保安体内的立地の形態を関連の分配、表現ないの構造を関することが可能であり、この場合、保安体の内部の解除は不要であり、からいまで、日本の本地の影響を開発している。 一般ないでは、保安体の対応、その事態には、保安体の解除は安全・「施工網報員が対応、一トレルンドであるの条件を指う事場には、保安体の解除は安全・「施工網報」がある。現在、新設される体理等は、保安体内の土地の影響を更の許可の基準に合きない。 「会社、現在、新設される体理等は、保安体内の土地の影響を更の許可の事例は、保えは、明本体の対応を計されているものに常知しております。保安林の解除を要する事例は、保えば野可の途中に合致により、場所としてはためとありません(株当年)、「保全体の解除を要する事例は、保えば野可の途中は主ない。」といい、保安体の解除体数は約3件/年(平成20年度から平成20年度の平均))。	k
3008	101001	30年 8月1日	30年 9月14日			これまで農林水底省植物防疫所では、貨物・携帯品・郵便物で植物を輸入する場合、一部の植物を除いて徐安証明書が無くても輸入することができた。特に携帯品・郵便物については一回あたりの輸入量が少ないことから、証明書が無くても重な変を行うことで問題がないとしていた。 平成30年10月1日以降、貨物を除く携帯品・郵便物については、全ての植物については、全体人ができないことになった。 ただし貨物については、一部の機物を除いて証明書が無くても輸入することができる。 1、同じ植物でも携帯品・郵便物は一部では、一部の機構を除いて証明書が無くても輸入することができる。 法令順守であるならば貨物・携帯品・郵便物のすべてについて同じ扱いにするべきが、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では	個人	農林水産省	植物防疫法では、郵便物、携帯品、貨物といった輸入形態の別に関わらず、全ての 植物、病害虫の付着するおそれが少ない又はない植物(アーモンド、こしょう、製材な どを除く。)は、検査の結果、検疫有動制機が付着していないことを確かめ、又は信 ずる旨を記載した輸出国政府機関が発行する検査証明書を添付しなければ輸入でき ないのが原則であり、例外事由も法律で定めれています。 また、検査の際は、告示で定めるところにより、郵便物、携帯品、貨物といった輸入形 態の別に関わらず、全ての荷口について輸入時に数量に応じて抽出検査をすることと されています。 しかしながら、これまで、郵便物や携帯品で持ち込まれる少量の植物については、日 本への輸入時に検査証明書が落付されていないことが判明した場合であっても、検疫 有害動植物がカディブリストゲンたため対象があまりに多かったことも考慮し、用 の植物検疫機関による綿密な検査に合格した場合は輸入を認めるという取扱いを行っ なりました。 近年、日本において、ジャガイモシロシストセンチュウ、ブラムボックスウイルス等の 日本未存生の病害虫の侵入が相欠いで確認されており、病害虫の侵入リスクの低減 が強く来められています。また、検疫有害動植物についてもボジティブリストに改めました。 このため、郵便物及び携帯品については入手経路が不透明な植物が持ち込まれや すくインパウンドル客客的が増加ともあいまって病害虫の侵入リスクが高いと考えられる ことから、上記取扱いを本年10月1日付で廃止し、検査証明書を求めることとしました。 本体については、本年7月以降、植物的条所のホームページや各空港におけるパンフレット記では、お食を発り入り、 本体については、本年7月以降、植物的条所のホームページや各空港におけるパンフレット記では、お食を発り、植物体の条件を発した方への案内 や、航空会社や旅行代理点等に対する説明を実施しています。	号) 一規 林 号) 対応 見程 省	病害虫の侵入が農業生産に基大な被害を及ぼし、防除に多額の費用を要している 中、新たな病害虫の侵入を水際で良い止めることは、早急に対応すべき事柄です。 このため、検査明書の添付が必要な植物であって、輸入時の検査で検査証明書 添付されていない場合、日本の植物検疫機関による稀密な検査に合格した場合は輸 入を認めていた貨物についても、検査証明書の添付を求めるよう見直しを行います。	

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。 ◎、各ワーキング・グループ等(体会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項 ○、再検討が必要(「◎」に該当するものを除くと判断し、規制シートの作成対象とする事項 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

	= // =	所管省庁	内閣府で	担实表示	相字 0 目 什 4 4 中 中 2	提案	所管	PJ	听管省庁の 核	食討結身	₹	規制改革推進会議
受付番号	受付日	への検討 要請日	内閣府で の回答取 りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	所管 官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	規制改革 推進会議 における再 検討項目
					農地所有適格法人の要件のうち、「農業関係者が議決権の過半を占めているものであること」を緩和する。 【提業理由】 〇農地所有適格法人には、事業・資本・役員等に関する要件がある。農業関係者 低業に従事する個人、農地の権利を提供した個人等)の資金力が乏しいため、農 地所有適格法人を設立しようとしても、資本に関する要件「農業関係者が議決権の 過半を占めているものであること」は注1)が表足できないサースがあり、農業への割 規参入や農業者の法人化等が進まない一因となっている。 (注1)2018年4月に施行された農地法の改正とより、農業関係者の議決権が3/4	E O T					1 農地を所有できる法人の議決権要件については、平成28年4月に施行された改正	

975 / L 977	W / I -			担中市平	担实。目伏处力南等	提案	所管	The second secon				推進会議
受付番号	受付日		の回答取りまとめ日		提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	における再検討項目
300912012	30年 9月12日	30年 10月11日	30年 11月27日	農地所有適格法人の譲送権に関する	農地所有適格法人の要件のうち、「農業関係者が議決権の過半を占めているものであること」を緩和する。 【提案理由】 〇農地所有適格法人には、事業・資本・役員等に関する要件がある。農業関係者 (農業に従事する個人、農地の権力としても、資本に関する要件をある。としいため、農 地所有適格法人を設立した。 といる。といる。といる。といる。といる。といる。といる。といる。といる。といる。	地方銀行 協会	農林水産省	法人が農地の所有権を取得する場合は、次の要件を満たす必要があります。 ① 法人形態が、株式会社(公開会社でないもの)、農事組合法人、合名・合資・合同会社のいずれかであること。 ② 主たる事業が農業(農産物の加工・販売等の関連事業を含む。)であること。 ③ 原則と仁原業関係者が総議法権の過去とおめること。 また、上記の要件を満たさない法人の農地所有を認める特例を盛り込んだ改正国家 栽結特区法が、平成28年9月に施行さたところです。 なお、農地ごついて賃借帳又は使用資金による権利と設定する場合には、上記の要件を満たさない場合であっても農地の権利を取得することが可能です。	農地法第2条第3 項、第3条	対応不可	1 農地を所有できる法人の議決権要件については、平成28年4月に施行された改正 農地法において、6次度業化等の経営発展の障害を取り除く観点から、農業者以外の 議決権比率が4分の1以下から2分の1未満にまで拡大されたところ。 2 さらに、一般企業による農地所有については、同年9月に施行された改正国家戦略 特別区域法において、企業に農地の所有を認める試験的な事業を兵庫県養女市にお いて行うこととしたところ。 3 農地を所有できる法人の更なる要件緩和については、法人が農業から撤退したり、 産業管場になるのではないかという農業・農村現場の懸念があることから、まずは、こ れらの見直しの現場での実施状況を見てまいりたい。	Car.
300928034	30年 9月28日	30年 11月1日	30年 11月27日	農地法転用許可申請時に添付する資金証明書について	歴地法転用許可申請には農地法施行規則第30条第4号の規定により、転用行 為1二年でる資金の裏付けとして資金証明書が法定添付書類となっておりますが、こ の資金がどんなに少額でも添付を求められているのが現状です。たとえは、20万 円の資金証明のために1000万円の残高がある残高証明書や積金温橋の写しろ 落付したりしています。通帳の写しの場合、様々な出人金の証録があり、個人情報 も多く出来るだけ他人には見せたくない物です。800万円要する資金のため、100 0万円を証明するならまだし、よりずか20万円のために個人情報活出のリスクを 冒させる必要があるのでしょうか。また、残高証明書の発行手数料の負担が必要で しようか。 よって、少額の資金の場合、申請人の負担軽減の親点からも資金証明書の添付 を不要とするなどの取扱に変更すべきだと考えます。このままではアンバランスが 過ぎると考えます。	書士会連	農林水産省	農地転用許可を受けようとする者は、転用の目的に係る事業の資金計画に基づいて (事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面を農地転用許可 申請書に添付することが義務付けられています。	農地法施行規則第 30条第4号,第57 条第2項第1号	その他	農地は、国内の農業生産の基盤であり、かつ、限りある貴重な資源であることから、 農地転用許可制度においては、許可を受けた後に選体化することなび許可申請に係る 用途に供することが確実かどうかの判断の一つとして資力及び信用の面から確認して このため、農地法施行規則第30条第4号又は第57条の2第2項第1号において、申 諸書に記載された申請者からの申出による事業に必要な資金計画の資力を要付けす るための書面として資力及び信用があることを証する書面の添付を求めているところで す。 資力及び信用は、申請者によって様々であり、金額の多類によらず、申請者の申出 のみでは、客観的な裏付けがなく、資力及び信用があることを適切に証明することは思 載であることを理解観います。 なお、資力及び信用があることを証する書面については、添付不要とすることはでき ませんが、無地法関係事務処理要領で帰たとしてお示している設資配料の事で条款 でよりませんが、無は影像を事務の事業ので表示している場合で表示している場合で表示とないます。 「資金計画を客観的に裏付けするものであれば、農地転用許可権者の判断で柔軟 に対応することができるものであることから、このことを更に周知することとします。	

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。 ◎: 各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項○: 再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

A. 再給討の要否を判断す	ふため 事務局が提案[カ窓に関する事実制	月区を確認する事項

Δ	: 再検討の	野谷を判断	タ るため、		容に関する事実関係を確認する事項	45 m			所管省庁の村	 è討結果		規制改革
受付番号	受付日		の回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	推進会議 における再 検討項目
300928136	30年 9月28日	30年 11月1日		おける六年ごとの	[制度の現状(現行規制の概要等)] 店頭商品デリバティブ取引の勧誘等の行為を行うにあたっては、外務員の登録が 必要とされており、外務員の登録は、大年ごとしその更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失うとされている。(商品先物取引法第200条) 外務員登録後、六年ごとに更新を受けなければならないという規定を撤廃。 [長体的要望内容] 外務員登録後、六年ごとに更新を受けなければならないという規定を撤廃。 [要望理由] まず、銀行六取り扱うデリバティブ取引は、事業会社等の金利上昇リスク、為替変 勤リスク・商品価格変動リスク等のヘッジを目的としたものが大宗であり、個人を対象としたデリッティブ単体取引は行っていない、その中でも広門商品デリバティブ制引のこいでは、金利スフップ等に比べ販売付象となる事業会社が関定的、かつ規制対象外または非常差別結らに該当なる服务の割合が金商法とりも多いという事実がある。また、デリバティブ取引の制造等を行うにあたり、外務員は医問島ニデリバティブ取引の必要を行るのという、外務自は医問島ニデリバティブ取引のおならず、デリバティブ取引に関する幅広い知識を具備する必要があることから、銀行に日本部券業協会、金融先外取引ま始会よび日本で入り取引の必要を分でれぞれが教育登録時に求める試験・研修以外にも職員に対し様々な研修コンテン・研修機会等の退性体子が、十分が関係と課しまいは、日本の場合にない、日本の場合に対している、日本の場合においては、金幣法で規定されていない外務員の力が年ごとの要素と活性にいる場合において、一方、前後の外務員の更新には、日本の場合と表しまります。大年にと可能を保護が大新地となることも事実であることから、外務員の更新に係る規定とは、日本商品と特別引きな規則に受わることして、「日本商品と特別引きなります。			商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第200条第1項において、商品先物取引業者は外務員について主務大臣が行う登録を受けなければならないとおれ、同条第7項において、その募団の軽量によって、その効力を失うとされています。	商品先物取引法第 200条第7項	快 ^{品でア} 充実を図る観点から	制度については、外務員の資質の向上により委託者保護の一層の 設けられております。こうした同制度の趣旨を踏まえつつ、法執行 る観点から、検討を行ってまいります。	
300928160	30年 9月28日	30年 11月1日	30年 11月27日	農業振興地域除外 における受付回数 及び審査期間の改善 善について		(一社)日 本フラン チャイズ 協 会	農林水産省	農業振興地域整備計画の変更(農用地区域からの除外)に係る年間の受付回数や、 審査期間については、法令等による定めはなく、市町村の運用によるところとなってお ります。	農業振興地域制度	審査期間についてに ります。 現行制度 下で対応 可能 このため、農林水 速化について(平野	産省としても「農業振興地域整備計画の変更に係る事務手続の迅 或30年3月30日29農振第2589号)を発出し、農用地区域からの除外 把握や農業振興地域整備計画の変更手続に係る期間の短縮に向	
300928181	30年 9月28日	30年 11月16日	30年 12月18日	外国人正社員の受 け入れ促進につい て	現在、「技術・人文知識・国際業務」のピザにて就労している正社員はいるものの、「技術」なら実際10年以上、「人文知識」なら大学を乗り上の選が来る。 制造の現場にて、日本人上向 用件があり多べの人材を雇用することが困難である。 製造の現場にて、日本人上向 じように働きながら、作業、技術、衛生管理等をマスターし、同じ外国人従業員に教 育指導することができる新たな就労ピザの新設をご検討いただきたい。	チャイズ	法務省農林水産省	「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で行うことができる活動については、出入国 管理及び難民認定法別表第102に、また、同在留資格に係る許可基準については、 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令に定められてい ます。	出入国管理及び難民認定法第2条の 2.第7条。別表第 出入国管理及び難 出入国管理及び難 年記認定法施行規則 第19条第5項	留資格「技術・人文 1項第2号の基準を 務」第一名での方針 検討に着 ものとして、外面人 受入的とした新たな 技能に新設する出	従事しようとする業務が出入国管理及び難民認定法に規定する在 知識・国際業務」等に該当し、出入国管理及び難民認定法第7条9 定める台令の要件に適合する場合には、「技術・人文知識・国際終 決定して入国・価値を認めています。 2018」において、「真に必要な分野にあり、 2018」において、「真に必要な分野にあり、 1000年に対しているが、 1000年に対している外国人材に関し、数分 在留資格を創設する」とされたことを受けて新たな留資格 特定 (人国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法 臨時会)で成立し、平成31年4月の施行に向け、準備を行っていま	事業 るっ分 も

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。 ◎・各ワーキング・グループ等(体会議で取り扱うことされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項 ○、再検討が必要(「② に該当するものを終く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

					断し、規制シートの作成対象とする事項 3容に関する事実関係を確認する事項							
受付番号	受付日		内閣府で の回答取	提案事項	提案の具体的内容等	提案	所管	所管	管省庁の検	討結	果	規制改革 推進会議
又四番勺	ZNI		りまとめ日		ルネッスドロリアコロマ	主体	官庁	制度の現状 該	该当法令等	対応 <i>σ</i> 分類		における再 検討項目
300928190	30年 9月28日	30年 11月1日	30年 12月18日	ける各定期報告を 事業所ナンバー制度による一元的な	①現状、環境法令(廃福法、食品リサイクル法、省エネ法、地球温暖化対策法、改正プロン法等)に関わる定期報告書の提出先において、廃福法、地球温暖化対策法は各地方自治体への報告となっており、また、省エネ法、食品リサイクル法、改正プロン法は各省庁(国)へ労担となっている。規制の種類が製なることはおうか、であるが、環境の配点から、関連した内容であると考える。国(省庁)と地方自治体の報告形に差異もあり、観音先も国、地方自治体に分かれているため、重視したの程をは、受け、要素をはりままりをはあます。一位一年(光統伊里)となる。各省庁に合わせた報告書ではなく、各事業所(者)がそのデータをこ。混成法理、元がに管理できる事業所域のサイトを構築し、国、地方自治体の国、別報台の一元化を図っていただきたい。 ②報告書類のペーパレス化及び統一デーク管理によるドキュメント作成への重複作業別談と簡素化により業務が効率化され、度歴を変かが言葉統一的に可能となる。昨今、との事業者も、現場に関わる報告が多岐に変いることの事情を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	チャイズ チェーン協 会	経済産業省	ないとされています。また、産業原業物の支援等に関する計画を存成 は、産業原業物の工体制が電理を兼廃業物の設備等に関する計画を存成、認道存限 財事に提出しなければならないところ、当該計画の実施の状況について、都道府県知 事に報告しなければならないところ、当該計画の実施の状況について、都道府県知 等に報告しなければならないとされています。 食品、場業物等の免生量が一定の要件に該当する者(食品廃棄物等多量発生事業者) は、毎年度、食品廃棄物等の免生量なり食品循環資源の再生利用等の状況を主務。 力主たる事務所(本社等)の所在地を管轄する地方展放局等、地方環境事務所及び 診験食品関連事業者の事業を所でする指行の地方交が配合となっています。 地球温暖化対策法は、温室効果ガスを一定量以上排出する者に温室効果ガスの排 出量の算定・国への報告を義務付け、国が報告されたデーケを集計へ返表しています。 また、関連する制度として、地球環境条例等に基を、地方定は体が、域内の業者 に対して温室効果ガスの排出量やその抑制方策等を塗り込んだ計画書・報告書の策 工名・ と提出を求める制度を導入しています。 エネ・ と提出を求め参制度を導入しています。 エネ・ と提出を求め参制度を導入しています。 エネ・ と提出を求め参削度を導入しています。 エネ・ と提出を求め参削度を導入しています。 エネ・ と提出を求め参削度を導入しています。 エネ・ と提出を求め参削度を導入しています。 エネ・ と提出を求め参削度を導入しています。 エネ・ と提出を求め参削度を導入しています。 エネ・ と提出を求め参削度を導入しています。 エネ・ と提出を求める制度をしまれたいます。 エネ・ と提出を求める制度としています。 エネ・ と提出を求める制度としています。 エネ・ と提出を求める利度を表すたしています。 エネ・ と提出を求める利度を表すたしています。 エネ・ と提出を求める利度を表すたしています。 エネ・ ・ エネ・ ・ エ ・ ・	2条の3等.7項、第 2条第10項、第 条例2条第10項、第 長の2第11項 同用等の提供第9条、 計型を対象が表現。 計型を対象が表現。 第2を効果が27年第一年 2を効果が27年第一年 2を効果が27年第一年 2を効果が27年第一年 2を効果が27年第一年 2を効果が27年第一年 2を対象が27年第一年 2年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3年3	その他	環境関連の各法律及び条例の機管・目的は異なり、それらに基づく各種合書の提出 先についても、各法律及び条例の目的を選成するために適切な提出先の設定や情報 管理等がなされているため、ご提案のように、全ての環境法令に係る定期報告等と一 元的に管理できるようにすることは困難です。 但し、関連した取録として、例えば、省エネ法、温対法、フロン事出期制法に基づく報 哲については、共通の電子報告システムを活用しており、共通のD・パスワードを使用 できるようにする等。可能なものと合理化しております。 また、名エネ法・温対法の解合及び温暖化対策推進条例の報告における事業者の 行政手機コ入門線については、移跡産業者の基本計画(管理の外移図・1740年 行政手機コ入門線については、移跡産業者の基本計画(管理の外移図・1740年 に対して、経済産業者・環境省で選携して取り組みでいてこととしています。現こ 「環境名デジタル・ガパメント中長期計画」に基づき、省エネ法・温対法の報告及じ温吸の なのおりにおいて、経済産業者のの49年の19年のはいて、回答させていただいたおり、 「環境名デジタル・ガパメント中長期計画」に基づき、省エネ法・温対法の報告及じ温吸の 技術的な改革及び場路がステムに対成した共議検式の作成を検討してまいります。現 行の予定では、最短で 2014年度に次期システム運用開除。なお、当画の取録中として、 なる本法に関係を書を受ける項目については当結構告をの他方目前後の区域 域分のみを切り分けた報告書で見りる項目については当結構告を使りが表しまして、 をはてれては足りないとして、 なる一本と実際報告を書から報告を表の地方目前後の区域 域のみを切り分けた報告書で見りる項目については当結構告書を提出すればよい ことさずる(それては足りない)目的あれば、条件)の年末に記入した提出は必要)と いた対応を例示して、今年度中に自治体に協力依頼を行うことを検討。」。 詳細については、以下をご覧いただきますようお願いいたします。 経済産業者の基本計画(営業の幹認可)※P26 http://wwww.metigo.jp/policy/policy.management/gyouseicost/File/basic.plan_licensin pdf	
300928194	30年 9月28日	31年 2月8日	31年 4月5日	食品リサイクルに おける収集運搬に ついて		本フラン チャイズ チェーン協	農林水産省環境省	【農林水産省】 食品リサイクル法では、食品間達事業者から発生する食品廃棄物等の再生利用を促 達するため、「登録再生利用事業者制度」及び「再生利用事業計画認定制度」を設けて います。 「の登録又は認定を受けた場合は、廃棄物処理法の規定に基づく一般廃棄物の収集 運搬業の許可を一部不要とする特例を受けることができます。 「環境3」 「環境3」 「環境3」 「環境3」 「環境4」 「最上リサイクル法では、食品関連事業者から発生する食品廃棄物等の再生利用を促進するため、「登録再年利用事業計画認定制度」を設けて 追引サイクル法では、食品関連事業者から発生する食品廃棄物等の再生利用を促進するため、「登録再年利用事業別を認定制度」を設けて 追引サイクル法では、食品関連事業者から発生する食品廃棄物等の再生利用を促 進するため、「登録再年利用事業者から発生する食品廃棄物等の再生利用事を促 進するため、「登録再を入り、一般事業を開発した。 棄物処理法の規定に基づく一般廃棄物の収集運搬業の許可を一部不要とする特例措置などにより再生利用等の促進に努めております。	品リサイクル法 -	現行制度 下で対応 可能		3
310206015	31年 2月6日	31年 3月6日	31年 4月5日	農地の定義の明確化	無いに 明子 7 四から ウギンション は、かにば無いしていことと 無金田・エラに	(一社)日 本経済団 体連合会	農林水産省	農地法上、「農地」とは、「耕作の目的に供される土地」と定義されています。また、その農地の農作物の敷培のため、その農地に通路、進入路、機械・設備等を設置している用地部分については、(1) 当該部分が農作物の栽培に通常必要不可欠なものであり、(2) かつ、その農地から独立して他用途への利用又は取引の対象となり得ると認めら、現該部分も含かて全体を農地法上の農地として取り扱って差し支えないことさは、ます(平成14年4月1日付け農林水産省経営局構造改善課長通知)。	じんかと木か! -	現行制度 下で対応 可能	1 農地に附帯設備を設置した場合における農地法上の取扱いの判断基準については、平成14年の構造改善課長通知により、既に明確化しているところ。 2 2 一方、一部の市町村において、温室に道路からの進入路を投置し、その用地部分を立つカリートで舗装した事例において、当該進入路が無性物の栽培に必要不可欠なものであり、かつ、その農地から独立した他用等への利用又は割り対象となり得る認められないものであっても、コングリートで舗装したことをもって、一律に農地として取り扱わないこととしているものが見受けられたことから、平成31年3月に通知を発出し、このような取り扱いは適切ではない旨、明確化したところ。	

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。 ◎・各ワーキング・グループ等(体会議で取り扱うことされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項 ○、再検討が必要(「② に該当するものを終く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

					断し、規制シートの作成対象とする事項 内容に関する事実関係を確認する事項							
		所管省庁	内閣府で			提案	所管	j	所管省庁の樹	食討結:	果	規制改革推進会議
受付番号	受付日	への検討 要請日	の回答取りまとめ日		提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	における再検討項目
310206016	31年 2月6日	31年 3月6日	31年 4月5日	農地所有適格法 の構成員: 護決権 要件の緩和	[] しかし、農業関係者は資金力が之しいためにこの要件が充足できないケースがあ E 農業への新規会入や農業者の注入化築が進まない一因となっている。また。―		農林水産省	法人が農地の所有権を取得する場合は、次の要件を満たす必要があります。 ① 法人形態が、株式会社(公開会社でないもの)、農事組合法人、合名・合資・合同会社のいずれかであること ② 原列の出て・販売等の関連事業を含む。)であること ③ 原列の出して農業関係者が総議決権の当半を占めること ④ 原列の出り・形成農工に常は全事する構成自立であること 専 東京に上記の要件を満たさない法人の農地所有を認める特例を盛り込んだ改正国家戦略特区法が、平成28年9月に施行されたとろです。 なお、農地について賃借権又は使用貸借による権利を設定する場合には、上記の要件を満たさない場合であっても農地の権利を取得することが可能です。	農地法第2条第3 項、第3条	対応不可	1 農地を所有できる法人の議決権要件については、平成28年4月に施行された改正 農地法において、6次産業化等の経営発展の障害を取り除く観点から、農業者以外の 議決権に率が4分の1以下から2分の1末海にまで拡大されたところであるが、平成29 年1月時点の活用実績は、株式会社形態の法人(11,728法人)のラ51,196(123法人)と 低調。 2 さらに、一般企業による農地所有については、同年9月に施行された改正国家戦略 特別区域法において、企業に農地の所有を認める試験的な事業を兵庫販養文市にお いて行うこととしたころであるが、平成30年9月時点において、特例を活用している 法人が何有している農地の面積は、経営面積全体(21ha)のうち696程度(1,32ha)と低 7間。 3 他方、経営/プハウを円滑に共有する観点から、親子会社における役員の農業常 時は産業件を緩和してほしいという農業経営上の動たなニーズが見受けられたことか り、これらこつい、策制改革権主会議とも議議した上で、農地内管造機株との が、これらこつい、策制改革権主会議とも議議した上で、農地内管造機株との は正式業を実別連行報告にところ。 4 なお、農地を所有できる法人の更なる要件総利については、法人が農業から撤退 たり、産廃産場になるのではないかという農業・農村現場の懸念があることから、慎重 に検討してまいりたい。	;
310206017	31年 2月6日	31年 3月6日	31年 4月5日	農業用施設基準の	【提案の具体的内容】 農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号において定義されている「農業用 施設」について、生産等に必要なデータの集約施設やオペレーター室、従業員の着 替え等に利用する施設も該当するよう、定義を緩和すべきである。 (担条理由】 農業展開地域の整備に関する法律第3条第4号において、「農業用施設」は、「農 畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵又は出荷の用に供する施設」(16名。温室、農産 東のための貯蔵又は保管を除、。)の用に供する施設」(16、駅舎、農産県政制施 設など)、「耕作又は業産の業務を営む者が設置し、及び管理する。製造・加工 施設 2、販売施設(24位、定の条件有り)及び修理券もれた農産物又は保管を終、。)の用に供する施設」と定められている。 このため、生産等に必要なデータの集料的設やオペレーター室、従業員の着替え 等に利用する施設(シャワー室やトイル等)については「農業用施設」と認められ 等、市街地に介在する無能を除き、農地に製造することができないゲースがある。 企業や大規模法人による農業を想定した規定やと緩和すべきである。 この緩和が実現すれば、農地の柔軟な活用が進み、生産性向上につながる。	(一社)日本経済団 体連合会	農林水産省	・農業用施設用地は、農業振興地域の整備に関する法律(第3条第4号)において、耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設で農林水産省令で定めるものの用に供される土地と規定されています。 - の「耕作文は養畜の業務のために必要な産業用施設」として、農業振興地域の整備に関する法律施行規則(第1条第1号)においては、農畜産物の生産等の用に供する施設が規定されており、御提案の生産等に必要なデーの集約施設やベルーケーをもれに該当します。また、農業振興地域の整備に関する法律施行規則(第1条第5号)において、農用地又は農業捐施設に別帯して設置される体態所、使所等が規定されており、御業の企業員の著名、第1年別でお施技し、北口、該当します。 - さらに、農業振興地域が制度に関するカイドラインの制定について」(平原12年4月1日付112構成で乗2日号最林水産名構造金書局是通知)において、農業用施設用地の範囲、農業用施設用地例等を記載し、地方公共団体に周知しています。	・農業振興・の法律 整備に関する法律 ・農業振興・な法律 ・農業振興・な法律 施行規則第1条第 ・農業振興・域制 ・農業振興・域制 度に関するガイドラ		度 現行の制度においても、御提案の生産等に必要なデータの集約施設やオペレーター 5 塗 従業員の着替え等に利用する施設ついては、いずれも農業用施設として取り扱う ことが可能です。	
310206022	31年 2月6日	31年 3月6日	31年 4月5日	食品表示基準違に際しての「指示」 な指導なびに公表の指針」の見直し	る ひ指導並びに公表の指針」において、安全性に関わらない単純ミス時の商品の撤 去等の規定を緩和すべきである。	本経済団	消費者庁 財務省 農林水産省	食品表示法第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る 同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針は、食品表示法(平成 25年法律第70号)第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反(表 示の欠落。度的表示、表示方法の違反等)に対し、同法第6条第1項及び第3項の指 示・公表を行うべき場合の判断基準を示したものです。		対応不可	たとえ安全性に関わらない単純ミスの商品であっても、誤った表示のまま店頭に並ん だ場合、消費者による自主的かつ合理的な食品の選択を妨げます。そのため、表示に 可誤りがあった場合には表示の是正をお願いしているところです。 なお、事業者は自主的な判断に基づき、表示の是正の手段として、商品の撤去だけ に限らず、ラベルの貼り替え等による対応も可能です。	
310206023	31年 2月6日	31年 3月6日	31年 4月5日	でん粉の価格調理制度の見直し	[接案の具体的内容] 国内生産者保護のために設けられているでん粉の価格調整制度について、将来的な廃止も念頭に見直すべきである。 [提案理由] を でん粉の原料は、輸入トウモロコシから製造されたコーンスターチ、或は国内産業を でん粉であるが、コーンスターチと国内産業でん粉には、大幅な内外価格差が存在する。 このため価格の安い輸入トウモロコン等から調整金」を検収し、国内の馬鈴薯・甘 諸生産者や国内産学でん粉製造業者保護のための射張として使われている。 当業界は、コーンスターチを工業用業品として使用しているが、企業がコーンスターチ・エーターを力を一方があるために「価格が一定水準以下とはならず、企業の国際競争力が低下する事態を招いている。	本経済団 体連合会	農林水産省	でん粉については、価格調整制度の下、コーンスターチ用輸入とうもろこし等と国内 産品との内外価格差を是正するため、 (コーンスターチ開輸入とうもろこし等から調整金を徴収するとともに、 ②これを主な財源として、生産者及び製造事業者に対し、生産・製造経費と製品の販売価格との差額相当分の交付金を交付する 政策支援を実施しています。	砂糖及びでん粉の価格調整に関する 法律第27条、第33 条、第35条	対応不可	でん粉は、国民生活上なくてはならない基礎的物質であり、我が国食料安全保障上 も極めて重要な品目であることから、安定的に生産生できる体制を維持することが必要です。また、原料となるかんしまなびはれいよは、関連産業をとしたりがある。 地域接済や地域の偏用を維持するため極めて重要な作物です。また、これらの作制には国内生産者の経営がつては要めることのできない内外の競引 また、これらの作制には国内生産者の経営労力には埋めることのできない内外の競引 等た、中心の作制には国内には、お制度の定定的な運営が必要です。 他方、調整をは輸入者ひいてはユーザーに削負担いただくものであることから、生産他 住の向上等により交付金の開発を図り、翻巻金負担を軽減しいことは主要と であり、引き続き調整金負担の軽減が図られるよう、国内のでん粉原料用いも生産を 振興していきたいと考えておりますので、御理解願います。	

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。 ◎、各ワーキング・グループ等(体会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項 ○、再検討が必要(「◎」に該当するものを除くと判断し、規制シートの作成対象とする事項 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

~ U = D	W 4.0	所管省庁	内閣府で の回答取	担实事项	担宅の目はいわ空生	提案	所管	Ē	所管省庁の樹	討結	Į	規制改革推進会議
受付番号	受付日	への検討 要請日	りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	主体	官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	推進会議 における再 検討項目
310226003	31年 2月26日	31年 3月22日	5月24日	農地転用許可要件 の緩和(農振農用 地区域内農地及び	・農振農用地区域内農地及び第1種農地における農地の工場用地への農地転用の許可要件を緩和してほしい。 ・工場団地近隣や、アクセスが良い新東名に周辺の農地であっても、農振農用地区域内農地や第1種農地の場合には、農地転用が難しく、やむなく遠隔地に工場が点在するケースも多い。 ・要件が緩和されれば、生産、企業の効率化に繋がる。	民間企業	農林水産省	農地を工場用地に転用する場合には、農地転用許可の基準を満たした上で、都道府 県知事又は指定市町村の長の許可を受ける必要があります。	農地法第4条第6 項又は同法第5条 第2項	現行制度 下で対応 可能	農地転用許可制度では、優良農地を確保するため、農地転用を農業上の利用に支 隙が少ない機能に誘導することとしています。一方、地域の経済活動等のニーズにも 配慮し、開発を行う社組みとしており、農業規範地域の最併配度外内の無地のは 程農地を工場用地に転用する場合には、次のように対力することが可能となっていま す。 電無地匹域内にある農地である場合には、周辺農地の効率的な利用に支端が 心こと、土地改良事業完了後8年を経過していること等の一定の要件を活っては、都 道府規知率の間をそ何年展用地区域から除かすることができます。 (2) 第1種農地である場合は、例えば、農村地域への産業の導入の促進等に関す 法律(倒和6年法律第17号)に基づく実施計画に位置付けられる場合文は地域経済 来引事業の促進による地域の最免機の基盤強化に関する法律、平成19年法律第4 第4月、第4日、日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日	

文的审与	文的日		りまとめ日	近米事項	主体	官庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	における再 検討項目
310226003	31年 2月26日	31年 3月22日	31年 5月24日	農地転用許可要件 の緩和(農振農用 地区域内無地及び 第1種農地)	- 農振農用地区域内農地及び第1種農地における農地の工場用地への農地転用の許可要件を緩和してほしい。 - 工場団地近隣や、アクセスが良い新東名IC周辺の農地であっても、農振農用地区域内農地や第1種農地の場合には、農地転用が難しく、やむなく遠隔地に工場が協立するケースも多い。 - 要件が緩和されれば、生産、企業の効率化に繋がる。	農林水産	#省 県地を工場用地に転用する場合には、農地転用許可の基準を満たした上で、都道府 県知事又は指定市町村の長の許可を受ける必要があります。	農地法第4条第6 項又は同法第5条 第2項	下で対応 可能		
310226004	31年 2月26日	31年 3月22日	31年 5月24日	農地耕作条件改善 事業交付金にかか る土地利用制限の 緩和	・地球活性化の観点から、オリーノの栽培・オリーノオイルの生産・販売、観光展園 の経営などの存業化も進めている	農林水産	歴地耕作条件改善事業においては、実施要領において、補助金交付の目的が達成されるよう、整備後の農地に対して、一定の規制を設けています。具体的には、整備の生名 実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により10アール以上の受益地が採用された場合には、原則として、当該補助金を返還すること等を求めています。		現行制度 下で対応 可能	農地耕作条件改善事業の実施要領に定めている通り、受益地における農業を営む 者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であって、地方農政局長等が相当と認 める場合等には、補助金返還の例外としているところであり、地方農政局や関係機関と よく御相談いただきたい。	
310226005	31年 2月26日	31年 3月22日		国有林の入林要件 の緩和	・国有林の入林要件の緩和を提案する。 ・現状伊豆半島国有林は柵で囲まれ原則入林禁止になっているが、西伊豆から東伊豆に連なる国有林には原生林もあり観光資源として高い潜在力がある。 ・今までも林野庁への国有林の活用の申し入れを試みるも過去に例がないため進展していない。 ・国有林が活用できれば、古道再生、トレイルツアーへの活用をはじめとする観光などの新たな事業の展開が可能となる。	農林水産	スのして 伊三ツウの間大井においては、 如 : Lの地字はよの4 4 のは禁煙す	第01米	事実誤認	国有林の入林要件級和のご提案ですが、広く一般公衆が利用できる地域に、レクリエーションを目的として入林する場合は手続きが不要であり、その他の地域についても 居出制としております。伊里士島の国有林における手続きについては、関東森林管理 局、伊豆森林管理署にご確認ください。	